

### マイナンバー制度における安心・安全の確保

### マイナンバー制度に対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- マイナンバーの不正利用等(例:他人のマイナンバーを用いた成りすまし)により財産その他の 被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

#### 制度面における保護措置

- ① 本人確認措置(マイナンバーの確認・身元(実存)の確認)(マイナンバー法第16条)
- ② マイナンバー法(※)の規定によるものを除き、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止(マイナンバー法第20条)第29条)
- ③ 個人情報保護委員会による監視・監督(マイナンバー法第33条〜第35条)
- ④ 特定個人情報保護評価 (マイナンバー法第27条、第28条)
- ⑤ 罰則の強化(マイナンバー法第48条~第57条)
- ⑥ マイナポータルによる情報提供等記録の確認(マイナンバー法附則第6条第3項)

### システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施

(※) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)



27

### ■個人情報に対する懸念に制度面・システム面で厳しく対応します

個人情報が外部に漏れるのではないか、他人のマイナンバーでなりすましができるのではないか、といった懸念の声に対し、安全・安心を確保するため、制度・システムの両面から、個人情報保護の措置を講じています。

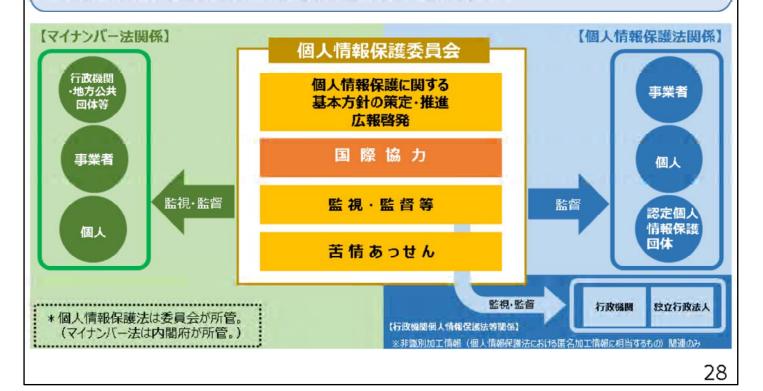
制度面の措置としては、法律に定めがある場合を除き、マイナンバーを含む個人情報の収集・保管を禁止しています。また、個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督を行うほか、法律違反に対する罰則も重くなっています。

システム面の措置としては、まず、個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり、 年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、 行政機関の間の情報のやりとりには、マイナンバーを直接使わず、通信する場合は暗号化 を行い、システムにアクセスできる人を制限します。

### 個人情報保護委員会について

### 【任務】

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること



### ■第三者機関が監視・監督活動を行います

個人情報保護委員会は、個人情報(マイナンバーを含む。)の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された第三者機関です。

マイナンバーが行政機関等や民間企業において適正に取り扱われるよう、指導・助言、検査を適時適切に行うなど、効率的かつ効果的に監視・監督活動を行います。

# マイナンバーの取扱いを分かりやすく 解説したガイドラインがあります。



### マイナンバーに対する国民の懸念

- ○マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が 外部に漏えいするのではないか。
- ○他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。



法律では、マイナンバーの**利用範囲を限定**し、**利用目的を超えた目的での 利用を禁止**するなど保護措置を規定しています。

### ガイドラインの趣旨

- ○<a href="https://www.contentraline.conte
- ○民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、 マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

29

### ■マイナンバーの取扱いを分かりやすく解説したガイドラインがあります

マイナンバーについては、「個人情報の追跡・突合が行われ、個人情報が外部に漏えいするのではないか」、「他人のマイナンバーを用いた成りすましにより財産的な被害を負うのではないか」といった様々な懸念が示されてきたところです。

マイナンバー制度では、マイナンバーを含む個人情報である特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、各種の保護措置が設けられています。

こうした保護措置やその解釈について、個人情報保護委員会が、具体例を用いて分かり やすく解説したガイドラインを策定しています。

民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者との議論を踏まえ、マイナンバーが実務の 現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

また、事業者編の別冊として、金融業務関係のガイドラインも策定しているほか、行政機関等・地方公共団体等編も策定しています。

# マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

### 利用目的はきちんと明示!

- マイナンバーを取得する際は、<u>利用目的を特定して明示</u>(※) する必要があります。
  - (例)「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で 利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。



※ マイナンバーを取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載されたマイナンバーを取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

### 本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に!

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等 を防止するため、<u>厳格な本人確認</u>を行います。
- ・本人確認では、①正しいマイナンバーであることの確認(番号確認) と②手続を行っている者がマイナンバーの正しい持ち主である ことの確認(身元(実存)確認)を行います。

30

### ■マイナンバーの取得に当たって、利用目的をきちんと明示してください

マイナンバーは、法律で限定的に明記された場合以外で、提供を求めたり、利用したりすることは禁止されています。本人の同意があったとしても、法律で認められる場合以外でマイナンバーの提供や利用はできません。

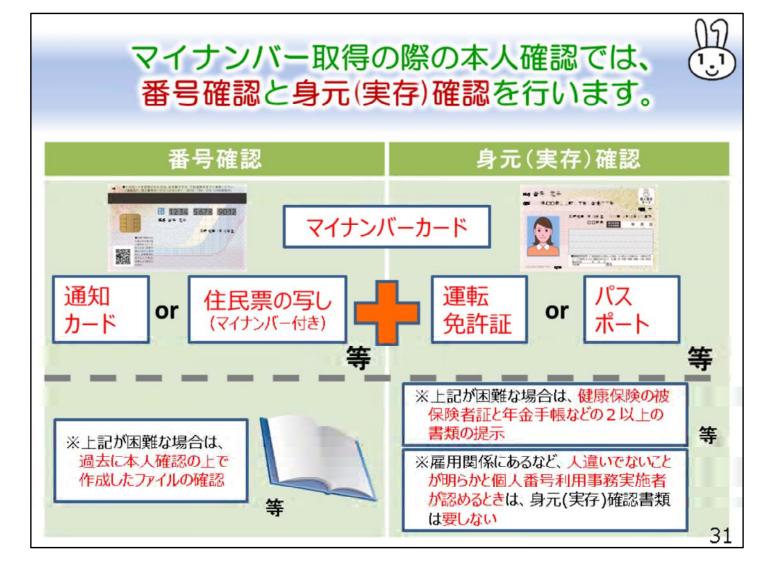
マイナンバーを従業員から取得する際、法律で認められた利用目的を特定し、通知又は 公表することが必要です。

源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的でマイナンバーを利用する場合、 まとめて目的を示しても構いません。

### ■なりすまし防止のため、本人確認は厳格に行ってください

番号のみでの本人確認では、なりすましのおそれもあることから、日本の制度では、番号のみでの本人確認は認められません。必ず、番号が正しいことの確認に加え、番号の正しい持ち主であることを確認する身元確認が必要です。

また、代理人による手続の場合、①法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は委任状による「代理権の確認」、②「代理人の身元確認」、③「本人の番号確認」を行う必要があります。



### ■本人確認は「番号確認」と「身元確認」が必要です

従業員が「マイナンバーカード」を持っている場合には、番号確認と身元確認がこの カードのみで可能です。

マイナンバーカードを持っていない従業員については、番号確認は「通知カード」での確認が基本です。ただし、通知カードには写真がなく、身元確認はできないため、運転免許証やパスポートなどで身元確認を行います。

さらに、原則的な取扱が困難な場合にどうするかの一例を示していますが、どういう書類で番号確認と身元確認を行うかは詳細に決められています。

なお、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるとき(※)は、身元確認のための書類の提示は必要ありません。

内閣府のマイナンバーの特設ホームページや国税庁の特設サイトで本人確認の詳細に関する資料を掲載していますので、参考にしてください。

### (※)個人番号利用事務実施者が認めるとき(国税関係)

雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに 準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者 が通知カード若しくは令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個 人識別事項又は規則第三条第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事 項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかな場合

# 従業員から扶養親族のマイナンバーを 取得する場合、民間事業者が扶養親族の 本人確認を実施する必要がある場合があります。

### 扶養親族のマイナンバーの本人確認は不要

### 扶養控除等申告書の提出



事業者への提出義務者⇒従業員

### 本人確認の必要性





### 扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要

### 国民年金の第3号被保険者の届出



事業者への提出義務者

⇒第3号被保険者

※ 従業員は代理人などとなる

本人確認の必要性





32

### ■扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要な場合があります

従業員の扶養親族のマイナンバーの取得の際の本人確認について、どういった対応が必要か、わからないという意見があります。

税の扶養控除等申告書の提出については、事業者への提出義務者はあくまで従業員であり、扶養親族のマイナンバーの本人確認も従業員が行うため、民間事業者が扶養親族の本人確認を行う必要はありません。

これに対し、国民年金の第3号被保険者の届出については、事業者への提出義務者は扶養親族であることから、扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要です。このとき、本人確認として2つのパターンが考えられます。

### (ア) 従業員が扶養親族の代理人になるパターン

この場合、扶養親族→ (マイナンバー) →従業員 (扶養親族の代理人) と番号が渡る際には本人確認は必要ありません。

次に、従業員(扶養親族の代理人)→(マイナンバー)→会社と番号が渡る際に、会社は従業員(扶養親族の代理人)に対して本人確認を行います(代理権確認+代理人身元確認+本人番号確認)

### (イ) 従業員が会社の代理人になるパターン

この場合、扶養親族→(マイナンバー)→従業員(会社の代理人)と番号が渡る際に、従業員(会社の代理人)が扶養親族に対して本人確認を行います(本人番号確認+本人身元確認)

次に、従業員(会社の代理人)→(マイナンバー)→会社と番号が渡る際には 本人確認は必要ありません。

# マイナンバーには、



# 利用、提供、収集の制限があります。











行政機関

### 【マイナンバーの利用制限】

○マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限 定されています。

### 【マイナンバーの提供の要求】

○社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

### 【マイナンバーの提供の求めの制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

### 【特定個人情報の提供制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

### 【特定個人情報の収集制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

33

### ■マイナンバーには利用、提供、収集に関する制限があります

まず、マイナンバーの利用範囲は、現在の法律では、社会保障、税、災害対策に限定されていますので、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などにマイナンバーの提供を求めることが可能です。

例えば、マイナンバーを社員番号や顧客管理番号として使用することはできません。

また、法律で限定的に認められた場合を除き、マイナンバーの提供を求めることはできません。

例えば、給与の源泉徴収事務の場合、従業員は扶養控除等申告書に扶養親族のマイナンバー、自分のマイナンバーを記載して、事業者に提出します。

提供を求める時期は、当該事務の発生時点が原則ですが、契約の締結時など、当該事務の発生が予想できた時点で求めることは可能と解されます。

収集に関しても、法律で限定的に認められた場合を除き、特定個人情報を収集できません。

例えば、他人のマイナンバーをメモすること、プリントアウトすること、コピーを取ることは「収集」に当たります。一方、マイナンバーの提示を受けただけでは「収集」には当たりません。

### マイナンバーを利用する事務の委託先・ 再委託先にも安全管理措置が必要です。 必要かつ適切な 必要かつ適切な 必要かつ適切な 監督 監督 監督 委託 再委託 再々委託 間接的な監督義務 【委託先の監督】 ○社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先に おいて、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよ う必要かつ適切な監督を行わなければなりません。 再委託 再々委託 許諾

### 【再委託】

○社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

34

### ■マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部を委託する場合、委託先で、 委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

具体的には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握の3点が必要となります。

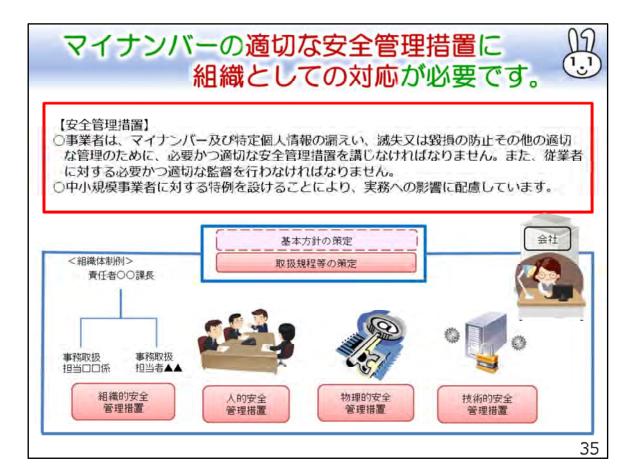
委託者は、委託先の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等をあらかじめ確認しなければなりません。

また、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、 特定個人情報の目的外利用の禁止、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業 者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなけ ればなりません。

委託者は、委託先に対する監督だけではなく、再委託先以降に対しても同様に間接的に 監督義務を負います。

また、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託先は、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

なお、委託先が最初の委託者の許諾を得ずに再委託を行った場合、委託先だけでなく、 再委託先も法律違反と判断される可能性があります。再々委託以降についても同様ですの で、ご留意願います。



### ■マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です

事業者は、マイナンバーや特定個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりませんし、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

特定個人情報等の取扱いに当たっては、マイナンバーを取り扱う事務の範囲を明確化することが重要です。事業者が講ずべき安全管理措置の内容として、ガイドラインでは、基本方針の策定、取扱規程等の策定、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を示しています。

なお、事業者のうち従業員の数が100人以下の中小規模事業者における特例的な対応方法 を示しており、実務への影響に配慮しています。

〇「基本方針の策定」とは、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要というものです。

なお、基本方針の策定は義務付けられてはいませんが、従業員等への周知・研修を行い やすくなるというメリットがあります。

- 〇「取扱規程等の策定」とは、個人番号を取り扱う事務の範囲、特定個人情報等の範囲及び事務取扱担当者を明確化した事務において事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定する必要があるというものです。
- 〇「組織的安全管理措置」とは、組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全 管理措置の見直しを行うことです。
- 〇「人的安全管理措置」とは、事務取扱担当者の監督・教育を行うことです。
- 〇「物理的安全管理措置」とは、特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄についての対応を行うことです。

なお、個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄については、不要になった時点で、 できるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄を行い、また、削除又は廃棄した記 録の保存等を行う必要があります。

〇「技術的安全管理措置」とは、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不 正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うことです。

# マイナンバーの

# 保管(廃棄)にも制限があります。





### 【特定個人情報の保管制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

### 【特定個人情報の収集・保管制限 (廃棄)】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することは できない ため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速 やかに廃棄又は削除しなければなりません。

36

### ■マイナンバーの保管(廃棄)にも制限があります

マイナンバーをその内容に含む個人情報である特定個人情報は、法律で限定的に明記された場合を除き、保管してはならないとされており、法律で限定的に明記された事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

また、マイナンバーが記載された書類等のうち所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものは、その期間保管することとなります。

例えば、雇用契約等の継続的な関係にある場合に、従業員等から提供を受けたマイナン バーを給与の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等のために翌年度以降も継 続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管できると解され ます。

一方、法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令で定められた保存期間を経過した場合、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

なお、マイナンバーの部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で他の情報の保管を継続することは可能です。

このように、マイナンバーの保管(廃棄)には制限があり、廃棄又は削除を前提として、紙の書類であれば廃棄が容易になるように年限別に管理することなどや、システムであれば、不要となったマイナンバーを削除するための仕組みを構築することなどが望ましいと考えられます。

### マイナンバー制度における罰則の強化

			同種注	法律における類似既定(	の管理リ
	行為	マイナンバー法の法定刑	行政機関個人情報 保護法・ 独立行政法人等個人情 報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	情報提供ネットワーケンステムの事務に従事する者が、情報 連携や情報提供ネットワーケンステムの業務に難して知り得 た秘密を決分し、または盗用	3年以下の整役vr150万以下の罰金 (併料されることあり)	1.0	1.61	2年以下の整役 or 100万以下の罰金
	国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの 役職員が、職権を濫用して特定個人情報が登録された文書 等を収集	2年以下の整役or100万以下の罰金	1年以下の競役 or 50万以下の罰金	-	-
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や 従事して、応考が、正当な費由なく、業務で取り扱う個人の 秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供	4年以下の無役の200万以下の罰金 (併料されることがり)	2年以下の無役 or 100万以下の罰金	i e	-
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や 従事して、吹者が、業務に関して知り得たマイナンバーを自 己や第三者の不正な利益者因る目的で提供し、または盗用	3年以下の整役が150万以下の罰金 (併科されることあり)	1年以下の <b>競役</b> or 50万以下の罰金	1年以下の熱役 of 50万以下の罰金	2年以下の整役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、 施設への侵入等によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	-	181	
	個人情報保護委員会から命令を受けた者が、個人情報保護 委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万以下の罰金	197	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	個人情報保護委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚 偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役の50万以下の罰金	-	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	像りその他不正の手段によりマイナンバーカードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	-		30万以下の罰金

罰則の強化ですが、

事業者の方は、ここも勘違いをされている方も多いと思います。

事業者の方が注意するところは、中段の「番号の取扱が対象」、下段の「誰でも対象」のところですが、

「正当な理由なく」「不正な利益を図る目的で」と行った場合とか、「委員会」の命令や嘘をつくなどのケースで、故意による場合です。

会社の担当者が、ウイルスで情報が漏洩した、 担当者が間違って、社外に持ち出し、無くしてしまったとか、 いうケースは該当しません。

システム会社の方が、過大に表現して、営業が来られるかもしれませんが、ご注意ください。

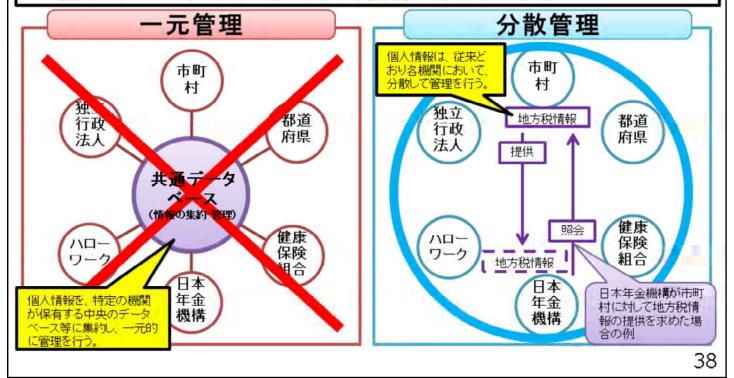
しかしながら、会社から個人情報が漏洩したとなると、 民事的な責任は問われることになるかもしれませんので、ご注意ください。

37

### マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

★ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。

マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が 必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを 使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



#### ■個人情報は分散管理されます

マイナンバー制度では、個人情報は一元管理されず、市町村や、都道府県、健康保険組合など各行政機関がこれまでどおり保有し、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを使用してやり取りするという「分散管理」方式が採用されております。





# 法人番号の制度概要(指定・通知・公表)について説明します。



①~④については、特段 の手続を要することなく、 法人番号が指定されます。



# 指定

- 国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公 共団体、④税法上特定の届出書を提出することとされて いる①~③以外の法人又は人格のない社団等に13桁の 法人番号を指定します。
- これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け 出ることにより法人番号の指定を受けることができます。

### ポイント! 1法人に1番号のみ

# 通知

- 法人番号を指定した法人及び人格のない社 団等に、法人番号指定通知書を送付します。
- 新規に設立登記をした法人には、原則、設立登記完了日の2稼働日後に発送します。



# 公表

 法人番号を指定した法人等の①名称、②所 在地、③法人番号をインターネット(国税 庁法人番号公表サイト)を通じて、指定後 速やかに、公表します。

WWW D

**4**C

### ポイント!

登記上の所在地に通知書をお届け

### ポイント!

法人番号はどなだでも自由に利用可能

### ■法人には法人番号(13桁)が指定され、マイナンバーと異なり、どなたでも自由に利用可能です

国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④給与支払事務所等の開設届出書など、税法上特定の届出書を提出することとされている①~③以外の法人(設立登記のない法人)又は人格のない社団等に13桁の法人番号を指定します。

これらの法人については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されることになります。

また、これら以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件を満たす場合、国税庁長官に届け出ることによって、法人番号の指定を受けることができます。

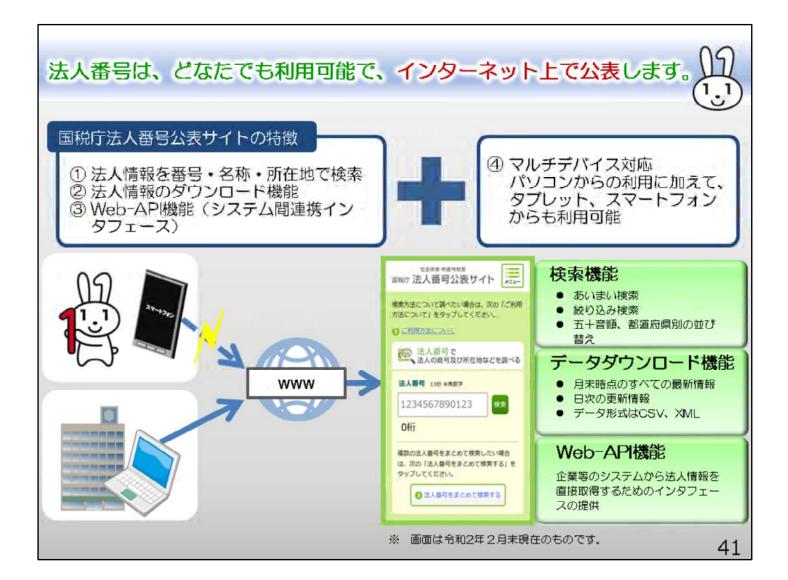
法人番号の指定のポイントは、1法人に対し1番号のみ指定され、法人の支店や事業所等、個人事業者や民法上の組合等には指定されないことです。

国税庁長官は、法人番号を指定した後速やかに、法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、 ③法人番号をインターネット(国税庁法人番号公表サイト)を通じて公表します。

法人番号の公表のポイントは、マイナンバーと異なりその利用範囲に制約がなく、インターネットによる公表を通じてどなたでも自由に利用が可能なところです。

法人番号の通知のポイントについて申し上げますと、例えば、設立登記法人については、登記されている本店又は主たる事務所の所在地へ通知書をお届けすることになります。

したがいまして、法務局への設立登記は行ったが、登記上の本店所在地で郵便を受け取ることができないような場合には、通知書を受け取れず、返戻されることになります。原則として、再送付は行っていませんので、国税庁法人番号公表サイトにおいて、法人番号を確認することになります。



### ■法人番号は、どなたでも利用可能で、インターネット上で公表します。

国税庁法人番号公表サイトには、以下の4つの特徴があります。

- ① 法人情報を番号・名称・所在地の3情報から検索が可能
- ② 法人の3情報は、利用者の皆様がパソコン上で2次活用することができるよう、 データのダウンロードが可能
- ③ Web-API機能を提供
- ④ パソコンでの利用に加え、タブレット、スマートフォンからも利用可能なマルチ デバイス対応

具体的に申し上げますと、検索を行う際には、あいまい検索や絞り込み検索、また検索結果の五十 音順や都道府県別の並び替えができます。

データダウンロード機能としては、月末時点の番号指定を受けた全法人の最新情報のダウンロードのほか、日次の更新情報のダウンロードが可能です。

なお、ダウンロードデータはCSV形式とXML形式で提供しています。

Web-API機能とは、企業等のシステムから人手を介することなく、法人情報を直接取得するための機能で、そのためのインタフェースの提供を行っています。

# 法人名のフリガナ情報の公表



### 概要

デジタル化・ネットワーク化が進展している中、政府決定において「法人が活動しやすい環境を実現するべく、法人名のフリガナ表記については、登記手続の申請の際にフリガナの記載を求めるとともに、法人番号公表サイトにおけるフリガナ情報の提供を開始する」とされたことを受け、平成30(2018)年4月以降、法人番号公表サイトにおいて、法人名のフリガナ情報を公表しています。

### 公表のための手続

● 設立登記法人

各法人が管轄法務局において行う商業・法人登記申請(変更登記等を含みます。)の際に、 登記申請書に法人名のフリガナを記載することで、法人番号公表サイトにフリガナが表示されます。

- ※ 登記申請の機会がない場合は、管轄法務局にフリガナに関する申出書を提出することで、法人番号公表サイトにフリガナが表示されます。
- 設立登記法人以外の法人・公表に同意した人格のない社団等 税法上の届出書等に記載されたフリガナを公表しますので、特段の手続は不要です。

### フリガナの活用例

- ① 法人情報の検索キーとして活用できます。
- ② 自社の顧客データベースと法人番号をひも付ける際のキーとして活用できます。
- ③ 取引先の振込先の口座名義として活用できます。

42

### ■法人名のフリガナ情報の公表開始について説明します

平成29年5月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の別表においては、「法人が活動しやすい環境を実現するべく、法人名のフリガナ表記については、登記手続の申請の際にフリガナの記載を求めるとともに、法人番号公表サイトにおけるフリガナ情報の提供を開始」することとされました。

これを受け、法人番号公表サイトでは、平成30年4月以降、順次、商号又は名称のフリガナを公表しています。

法人名のフリガナ情報を公表するために、平成30年3月以降の登記申請の様式にフリガナ欄が追加されました。設立登記法人については、登記申請書に記載したフリガナが公表されるため、各法人が、法務局において設立登記や変更登記等を行う際に、登記申請書に法人名のフリガナを記載する必要があります。登記申請の機会がない場合には、フリガナに関する申出書を管轄法務局に提出することができます。

また、設立登記法人以外の法人や公表に同意した人格のない社団等は、税務署に提出した届出書等に記載したフリガナが公表されます。

この施策の開始により、法人番号公表サイトにおいて、商号又は名称のフリガナを確認できるほか、フリガナを含めた法人等の基本3情報を企業内データベース等に取り込むことで、

- ① 法人情報に関するサイト運用や企業内で法人情報を管理している場合には、新たにフリガナを検索キーとして活用できるほか、
- ② 自社の顧客データベースに法人番号をひも付ける場合には、新たにフリガナをひも付けキーとして活用することもできます。また、
- ③ 取引先の振込先の口座名義として活用することができます。

#### 法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。 国税庁 指定,管理 情報 通知公表 法人情報の検索・ 法人情報心倫索, 法人番号の ダウンロード ダウンロード 通知 Web-APIの提供 Web-APIの提供 国民 行政機関 新たな利活用 届出・申請業務の 企業間連携 間の連携 サービス ワンストップ化 国民 法人等 行政機関 行政の効率化 新たな価値の創出 企業の事務負担軽減 公平性・公正性の向上 法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。 法人番号をキーに法人の名称。所在地が容易に確認可 わかる。 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が刻字化 法人番号を軸に企業等法人がつながる。 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、 取引情報の集約的名割付作業が可能化 なかる。 > 行政機関間において、法人番号付で傾別の法人に関する情報の接受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、細付け 作業が効率化 法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。 ➤ 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続こおける届出・申請等のワンストップ化が実現すれ ば、法人(企業)側の負担が軽減 法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が製備されれば、企業間取引における添付書類の削減等 の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能 43

### ■法人番号の導入目的や利活用によるメリットについて説明します。

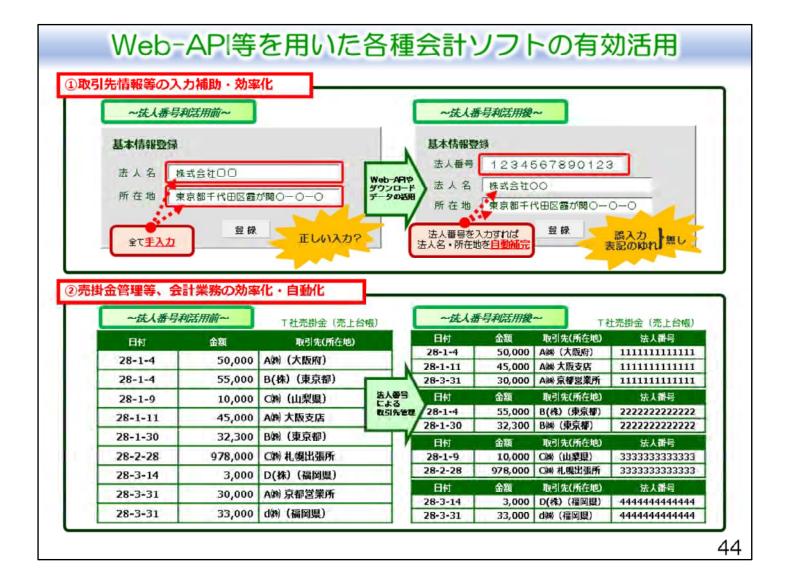
法人番号は、行政を効率化し、国民(法人)の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するほか、新たな価値の創出を図るために導入されました。

こうした法人番号の利活用によるメリットについて、それがどのような形で実現されるのかを 単純化して言い表したものが、「わかる。つながる。ひろがる。」というキャッチフレーズです。

「わかる。」とは、法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかることを表しています。 具体例としては、法人番号の検索により、法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可 能となります。また、最新の名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業 が効率化します。

「つながる。」とは、法人番号を軸に企業同士・行政機関同士がつながることを表しています。 具体例としては、企業や行政機関間における法人情報の連携が必要な場合、複数部署又はグルー プ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することで、取引 情報の集約や名寄せ作業の効率化が期待されます。

「ひろがる。」とは、法人番号を活用した新たなサービスがひろがることを表しています。一定の前提を置いた話ですが、行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、企業側の負担が軽減されます。また、民間においても、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても新たなサービスの提供が可能になると考えられます。



### ■Web-API等を用いた各種会計ソフトの有効活用について説明します

まず1つ目は、ウェブサイトや業務システムで行う法人情報の入力補助機能として、法人番号を活用することができるというものです。

現状、法人名及び所在地といった法人の基本情報をすべて手入力しているとします。

この場合、誤入力や、表記のゆれにより、取得した情報を活用する際に問題が生じることがあります。

Web-APIを活用することで、法人番号だけ入力すれば、法人番号公表サイトで公表している「法人名」「本店所在地」の情報を自動的に補完入力する機能を追加することができます。

これにより、誤入力や表記のゆれによる問題が解消できるほか、入力作業の効率化にもなります。

2つ目の活用例として、各社売掛金(売上台帳)の管理を、法人番号付きで行うと、取引先ごとの集計が容易になるというものです。

法人番号付きで売掛金(売上台帳)の管理を行うと、法人番号をキーに、取引先ごとの集計が容易になります。

また、支店・出張所との取引であっても、本店と同一の法人番号であることから、取引先ごとの集計を確実に行うことができます。

このような機能を搭載した各税務会計ソフト等が民間のソフト会社において開発されており、既に サービスを開始している税務会計ソフトもあるようです。

### 行政機関における利活用 ~公開情報への法人番号の併記~

~平成30年1月以降、Webページで公開する法人情報には法人番号が原則として併記されます~

### 概要

・目 的:法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める

· 対象者: 行政機関·独立行政法人等·地方公共団体

・対象:行政機関・独立行政法人等・地方公共団体がWebページ等で公開する法人情報

(具体例 調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等)

### 併記方法

・表形式のデータの場合、法人番号を記載する列を追加する。

※ 列を挿入することが困難な場合は、法人名欄に記載する。

(例) ○○に関する指定法人一覧

<Before>

No.	回休名	所在地	北海
1	株式会社〇〇	東京都千代田区豊が南〇一〇一〇	03-00
2		96	



TiO.	回休名	法人番号	所在地	電話番号
1	株式会社〇〇	1234567890123	東京都千代田区豊が同〇一〇一〇	03-00
2	0.5	***	100	0.00

・文書形式のデータの場合、法人名が記載されている箇所に続いて法人番号を記載する。

(例) 文中に併記する場合

○○法違反に係る措置命令の実施

○○省は○○に違反して○○を行った、株式会社○○ (法人番号 1234567890123) に対して、○○の規定に基づき措置命令を行いました。

45

### ■公開情報への法人番号の併記について説明します

これは、平成29年5月に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、平成30年1月以降、国・地方公共団体が法人に係る情報をインターネット等で公開する際は、原則として、法人番号を併記することとされたものです。

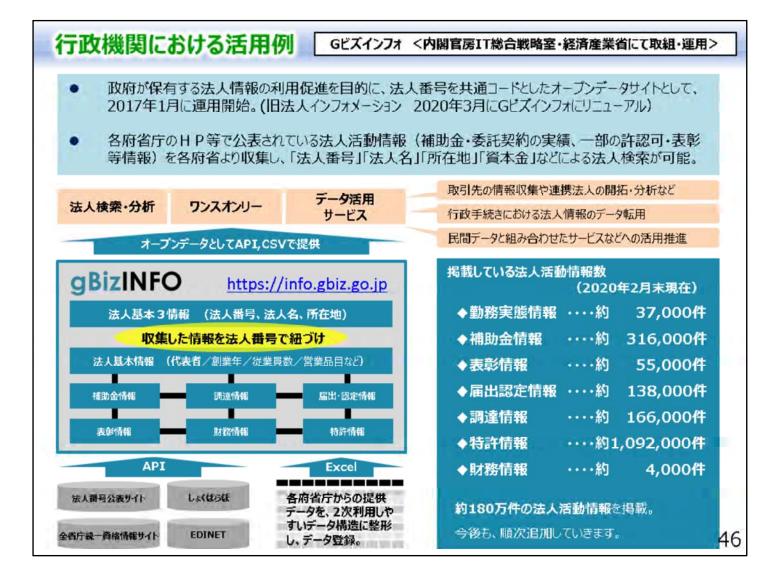
これによって、法人番号を用いた検索・収集・利用が容易になり、公開情報の利用価値が高まると 考えられます。

対象となるのは、行政機関・独立行政法人等・地方公共団体であり、具体的な情報としては、調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等に係るものなどが挙げられます。

併記の方法として、表形式の場合には、法人名の次の列に法人番号を記載する列を追加します。ただし、システム上の制約等、列を挿入することが困難な場合には、法人名欄に記載します。

文章形式の場合には、法人名が記載されている箇所に続いて法人番号を記載します。この際、視認性を確保するため、法人番号の頭には「法人番号」と記載し、全体をかっこでくくります。

また、国税庁では、国税庁ホームページなどで公開する法人情報に法人番号を併記するほか、広報物や封筒などの国税庁のクレジットが入っているものに国税庁の法人番号を併記する取組を実施しています。



■行政機関における活用例として、内閣官房IT総合戦略室と経済産業省にて運用実施している「Gビズインフォ」をご紹介します。

内閣官房IT総合戦略室と経済産業省では、政府が保有する法人情報を法人番号をキーとして紐づけて整理し、検索・閲覧できる「Gビズインフォ(旧法人インフォメーション)」の取組及び運用を2017年1月より開始しました。掲載している情報は、各府省庁が保有している、補助金交付情報、調達実績情報、行政処分情報、許認可・届出情報、表彰情報、財務情報、特許情報などで、今後も順次、追加していきます。

Gビズインフォでは、「法人番号」、「法人名」での法人検索に加え、「所在地」、「資本金」、「財務情報」、「株主」などの詳細条件を指定した検索や、「簡易地図検索」機能も設けており、所在地を基に、日本地図からの検索も可能となっております。また登録されている情報は、2次利用しやすいかたちでのオープンデータとして、オープンAPIやCSVによるデータ提供も行っております。

行政機関における活用例 統一資格審査申請・調達情報検索サイト <総務省にて運用実施>

~全省庁統一資格審査の申請で、法人番号を入力することで、入力の手間が簡素化されます。~

※平成27年12月24日から、統一資格・ ! 申請項目に「法人番号」が追加されま i した。

これにより、インターネットで申請等 を行う際に、まず法人番号を入力す れば、「商号又は名称」「本社住所」 「本社郵便番号」の情報が自動的に 反映されるようになりました。

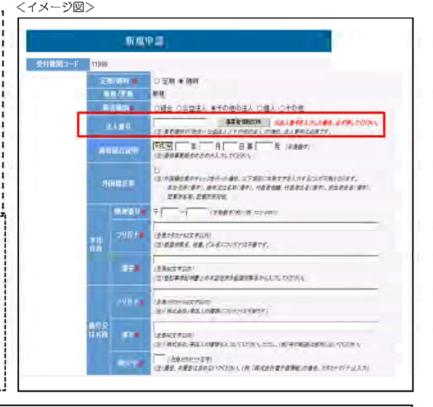
また、資格審査を経た事業者は、本 社住所、商号又は名称などとともに 法人番号も公開されることとなります。

#### (ご参考)

~全省庁統一資格~

各省庁における物品の製造・販売等に係る 一般競争(指名競争)の入札参加資格(全省 庁統一資格)です。

本資格は、各省庁申請受付窓口に掲げる申 請場所のいずれか1か所に申請し、資格を付 与された場合において、その資格は該当する 競争参加地域のうち、希望する地域ごとに所 在する各省庁の全調達機関において有効な入 札参加資格となるものです。



《郵便番号に関する注意点》

上記イメージ図の「事業者情報反映」を押下して表示される郵便番号は、登記されている所在地の文字情報を基に、機械的に一般郵便番号を設定し たものです。よって、ビルや大口事業所に係る個別郵便番号には対応していません。

47

### ■行政機関における活用例として、総務省にて運用実施されている統一資格審査申請・ 調達情報検索サイトをご紹介します

各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札参加資格として、全省庁統 一資格があります。

本資格は、各省庁申請受付窓口に掲げる申請場所のいずれか1箇所に申請し、資格を付与された場 合において、その資格は該当する競争参加地域のうち、希望する地域ごとに所在する各省庁の全調達 機関において有効な入札参加資格となるものです。

平成27年12月24日から、統一資格申請項目に「法人番号」が追加されました。

これによって、インターネットで申請等を行う際に、まず法人番号を入力すれば、 「商号又は名称 」「本社住所」「本社郵便番号」の情報が自動的に反映されます。

また、資格審査を経た業者は、本社住所、商号又は名称などとともに、法人番号も公開されること となります(ただし、人格のない社団等については、あらかじめその代表者又は管理人の同意を得た 場合に限ります。)。

# 国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について

### 1. 国税庁が発番機関として登録されることにより利用可能となるコード

(ポイント)

国際的な流通(電子商取引等)において、唯一かつ無償の企業コードとして利用可能。

(コード体系のイメージ)

発番機関コード

(国際標準規格部分) 国税庁に付与されたコード +

企業コード

(発番機関が定める部分) 13桁の法人番号

### 2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例

#### (効果)

- ・企業コードのメンテナンス(法人名・所在地等の変更)負荷の低減
- ・企業間の受発注に関する電子情報交換において各個社独自の企業コードを自社コードへ変換する負荷の低減
- ・入手しやすい無償の共通の企業コードの提供により、中小企業も電子商取引に参入しやすくなり、業界全体の電子商取引の普及促進及び効率化

#### (活用例)

- ・企業間取引(電子商取引)における企業コードとしての利用
- ・電子タグなどの自動認識メディア(非接触技術を用いたICチップ)の識別子の中で活用される企業コード としての利用

### 3. 国税庁が発番機関登録した国際標準規格

- ・UN/EDIFACTデータエレメント3055【国連が運営】、ISO/IEC 6523-2【ISOが運営】電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格
- ISO/IEC 15459-2【ISOが運営】
   商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格

48

### ■国税庁が国際標準規格に基づく発番機関として登録されました

法人番号が国内のみならず、国際的な流通、電子商取引等において、法人番号が唯一かつ無償の企業コードとして利用できるよう、国税庁を発番機関として、国連及び国際標準化機構(ISO)に登録し、「発番機関コード」を取得しました。

1は、法人番号を国際的な電子商取引において、共通の企業コードとして使用する際のイメージです。

発番機関コードと企業コードである法人番号とを組み合わせることにより、法人番号を国際取引においても活用できる、唯一かつ無償の企業コードとして利用することができます。

2は、法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例です。

各社で独自に設定している企業コードで管理している取引先について、法人番号を共通の企業コードとして活用することができれば、ここに記載している、企業情報のメンテナンス、例えば法人名・所在地等の変更などに係る負荷の低減などの効果が期待されます。

3は、国税庁が発番機関として登録した3つの国際標準規格です。

規格は、運営主体の違いはありますが、大きくは電子商取引に係る規格と、物を識別する電子タグに係る規格に関するものになります。

3つの国際標準規格については、次頁で詳細を説明します。

# 発番機関の登録をした規格

登録規格	<b>UN/EDIFACT</b> データエレメント <b>3055</b>	ISO/IEC 6523-2	ISO/IEC 15459-2
概要	<ul> <li>・国連が運営</li> <li>・電子商取引などデータ通信における<u>授受の</u></li> <li>当事者を識別するための企業コードに関する規格</li> </ul>	<ul> <li>・国際標準化機構 (ISO) が運営</li> <li>・電子商取引などデータ通信における授受の</li> <li>当事者を識別するための企業コードに関する規格</li> </ul>	<ul> <li>・国際標準化機構 (ISO)が運営</li> <li>・商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格</li> <li>・電子タグなどの自動認識メディアの識別子の中で活用</li> </ul>
発番機関 コード	402	0188	TAJ

- \*1 UN/EDIFACT(United Nations/Electronic data interchange for administration, commerce and transport)
- \*2 ISO(International Organization for Standardization)
- \*3 IEC(International Electrotechnical Commission)

49

### ■国税庁が発番機関の登録をした、各標準規格の概要と国税庁に払いだされた 発番機関コードについて説明します。

登録規格の左から2つの規格(UN/EDIFACTデータエレメント3055 と ISO/IEC 6523-2)は、電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格になります。

参考となりますが、UN/EDIFACTデータエレメント3055は、税関、国土交通省、海上保安庁、法務省、NACCSセンターなども発番機関として登録されています。

平成29年10月から、輸出入申告書等の輸出入者符号を、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード (法人)に代わって、原則、「法人番号」を記載(入力)することになります。

一番右のISO/IEC 15459-2は、商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格になります。これは、電子タグなどの自動認識メディアの中で企業を識別するため企業コード(法人番号)と、この発番機関コード(TAJ)を組み合わせて活用されます。

国税庁に付与された発番機関コードは、それぞれ「402」、「0188」、「TAJ」となっています。

### 英語版webページにおける英語表記情報の公表

#### 概要

今般、経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、法人番号の活用場面が広 がるよう、平成29年4月から国税庁法人番号公表サイトの英語版webページを開設し、公表を希望する法人からの申込みに基づき、 法人番号と併せて、「商号又は名称」・「本店又は主たる事務所の所在地」の英語表記を公表しています。

#### 英語表記・公表の流れ

英語表記情報の入力・送信

法人番号公表サイトの英語表記登録フォーム(※1)に「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」の英語表記を入力し、 「送信する」ボタンをクリックして送信してください。

通信だけでは、登録手続は完了しません。登録した英語表記はインターネット上で公表されますので、入力内容に減りがないか確認してくたさい。



送信票の印刷

「送信票を印刷する」ボタンをクリックして「英語表記情報送信票(兼送付書)」を印刷してください。

(3) 送信票+法人確認書類の送付

印刷した「英語表記情報送信票(兼送付書)」に法人確認書類を添えて、国税庁法人番号管理室へ郵送などの方法により提出してください(※2)。

- ※法人確認書類は以下のいずれかの書類(又はその写し)を提出してください。
  - · 印醛証明書 · 国模又は地方税の領収証書 · 許可、認可、承認に係る書類 · 納稅証明書又は社会保険料の領収証書 · 定款、寄付行為。規則又は規約
  - 官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの
- ④ 英語版webページで公表

国税庁において、登録内容等の確認を行い、国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ(※3)で公表します。

- 英語表記登録フォーム: https://www.houin-bangounta.go.jp/eigotouroku/
- ※2 提出先:〒113-8582 東京都文京区温島4丁目6番15号 温島地方合同庁舎 国税庁長官官房企画課法人番号管理室 宛
- ※3 英語版webページ:https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/

50

### ■「国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ」について説明します

経済取引の国際化により、法人の名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっ ています。

このため、国税庁では、法人番号が国際的な取引で活用されるよう、平成29年4月に、 「国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ」を開設し、希望する法人からの申込み に基づいて、「商号又は名称」及び「本店又は主たる事務所の所在地」の英語表記を公表 しています。

資料の下段は、英語表記の登録から公表までの流れになります。

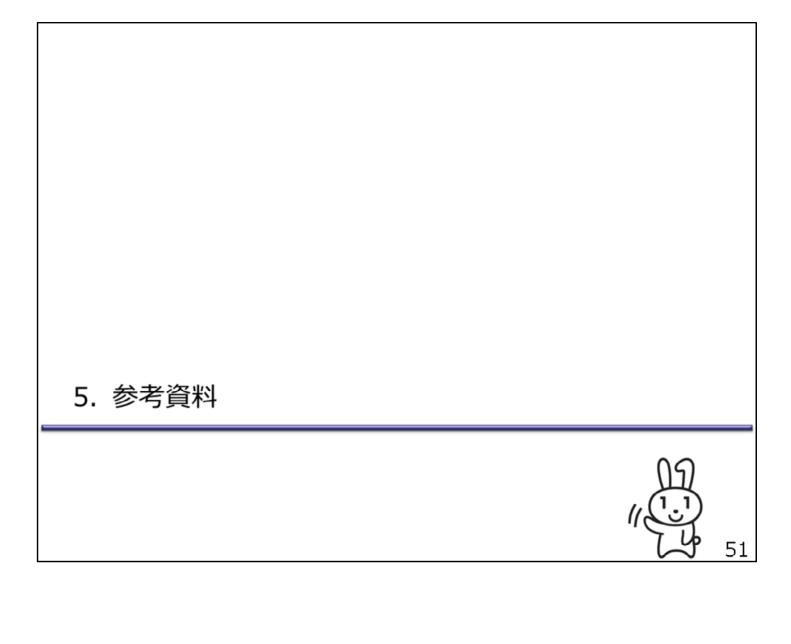
英語表記の登録を希望する場合、

- ①公表サイトの登録フォームから、英語表記情報を入力の上、国税庁法人番号管理室宛 てに、送信していただきます。
- ②送信後、入力・送信内容が表示された、「英語表記情報送信票兼送付書」をプリント アウトし、
- ③なりすましを防ぐため、法人確認書類を添えて、法人番号管理室へ郵送などにより提 出する、

という流れになります。

国税庁法人番号管理室では、④入力された情報や提出書類の確認を行い、英語表記情報 の登録、英語版webページで公表、という作業を行います。

なお、公表される英語表記情報は、入力された内容がそのまま反映されますので、①の 英語表記情報の入力・送信時には、誤りなどのないよう注意が必要です。



### マイナンバーのホームページ

※英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語の5言語に対応! https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html マイナンバー 🔍

### 動画でみるマイナンバー制度 (一般向け&事業者向け)





### マイナンバーメールマガジン

https://www.cao.go.jp/bangouseido/mai lmagazine/mailmagazine.html

# マイナンバー公式twitter https://twitter.com/MyNumber PR



52

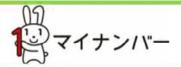
### ■ホームページなどで最新の情報を発信しています

マイナンバー制度に対するよくある質問(FAQ)や最新情報など、関係資料は内閣府の社会保障・税番号制度(マイナンバー)のホームページに掲載しています。「マイナンバー」で検索してください。

個人情報保護委員会、総務省、国税庁、厚生労働省等の関係省庁もホームページの特設サイトで情報発信をしており、内閣府のホームページから各省庁の関連ホームページにリンクしています。

また、政府広報のホームページにもマイナンバーの特集ページがあり、動画や新聞折込 チラシなどの広報物がご活用いただけます。こちらは「政府広報」で検索してください。 公式のメールマガジン等で関係省庁のホームページの更新情報も発信しています。

# マイナンバー総合フリーダイヤル



「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。 マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

0120-95-0178 (無料)

※間違い電話が増えています。お掛け間違えのないよう十分に注意してください※

平日 9:30-20:00 土日祝 9:30-17:30

- ※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)
  - マイナンバー制度に関すること

050-3816-9405

・「通知カード」「マイナンバーカード」「紛失・盗難に伴う マイナンバーカードの一時停止処理」に関すること

050-3818-1250

- ※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル
  - マイナンバー制度に関すること

0120-0178-26

「通知カード」「マイナンバーカード」「紛失・盗難に伴うマイナンバーカードの一時停止処理」に関すること

0120-0178-27

53

### ■お問合せに対応するコールセンターを設置しています

マイナンバー総合フリーダイヤルを開設しており、お問合せに通話料無料で対応します。番号は0120-95-0178(マイナンバー)です。

おかけ間違えのないように注意してください。

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応するフリーダイヤルも開設しています。

#### ■最後に

事業者の皆様それぞれの企業内でもマイナンバーの適切な管理をお願いします。

### よくある質問①

- Q 従業員や講演料等の支払先等からマイナンバー(個人番号)の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか?
  - A 法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー(個人番号)の提供を受けられない場合でも、 安島に法定調書等にマイナンバー(個人番号)を記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等 に対してマイナンバー(個人番号)の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務である ことを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。従業員等との間でマイナンハー(個人番号)の提供の有無を判別できますので、特定個人情報保護の観点からも経過等の記録を行うことが望ましいものと考えられます。

なお、税務署では、社会保障・税番号<マイナンバー>制度に対する国民の理解の浸透には一定の時間を要する点などを考慮し、マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載がない場合でも書類を収受することとしていますが、マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることから、今後の法定調書の作成などのために、今回マイナンバー(個人番号)の提供を受けれなかった方に対して、引き続きマイナンバーの提供を求めていただきますようお願いします。

(注)マイナンバー(個人番号)の提供を受けられない場合における、「提供を求めた経過等の記録、保存」は法令上の義務ではありません。「いつ提供を求め、その結果として提供を受けれなかった事実」を事後的に明らかにすることが可能であればよく、提供を受けることができなかった個別の事情までは記録する必要はありません。

【国税庁ホームページより】

# よくある質問②

Q 従業員の雇用形態をアルバイトから正社員に変更した場合、当初取得した個人番号を利用することができますか。

A 従業員の雇用形態が変わっても、当初の利用目的の範囲内であれば個人番号を利用することができます。また、当初の利用目的を超えて利用する場合は、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人に通知又は公表を行うことで、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができます。

【個人情報保護委員会ホームページより】

# よくある質問③

- Q 本人確認は、マイナンバー(個人番号)の提供を受ける度に行わなければならないのですか?
  - ▲ マイナンバーの提供を受ける都度、本人確認を行う必要があります。例えば、 従業員からマイナンバーを記載した扶養控除等申告書を毎年提出してもらう場合、本人確認も毎回行う必要があります。ただし、2回目以降の番号確認は、マイナンバーカードや通知カードなどの提示を受けることが困難であれば、事業者が初回に本人確認を行って取得したマイナンバーの記録と照合する方法でも構いません。また、身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元確認のための書類の提示は必要ありません。
    - (注) 平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書については、給与支払者が従業員等のマイナンバー(個人番号)等を記載した一定の帳簿を備えている場合には、その帳簿に記載されている方のマイナンバー(個人番号)の記載を要しないものとされました。

【内閣府ホームページより】